

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第71回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年3月31日（木）13時58分～14時57分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
関口 博正、長田 三紀、三友 仁志、山下 東子
(以上8名)

第3 出席した関係職員等

福岡 徹（総合通信基盤局長）
大橋 秀行（電気通信事業部長）
佐々木 祐二（総合通信基盤局総務課長）
秋本 芳徳（事業政策課長）
飯村 博之（事業政策課企画官）
堀内 隆広（事業政策課調査官）
竹村 晃一（料金サービス課長）
内藤 新一（料金サービス課企画官）
東 政幸（情報流通常行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等）について【諮問第3080号】

イ 接続料規則等の一部改正について【諮問第3081号】

ウ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定について【諮問第3082号】

- エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

開　　会

○辻部会長 それでは、若干時間が早いですが、委員の皆さん方、おそろいになられましたので、ここで情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第71回を開催したいと思います。

本日部会には、委員8名全員がご出席されておりますので、定足数を満たしております。

議　　題

（1）答申事項

- ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等）について【諮問第3080号】

○辻部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項4件でございます。

それではまず、諮問第3080号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等）」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年1月26日開催の当部会において審議を行い、1月27日から2月16日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、3月2日までの間、再意見募集を実施いたしました。

その後、それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査代理でおられます、酒井委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。

それでは、酒井委員、よろしくお願ひいたします。

○酒井委員 それでは、お手元の資料 7 1 – 1 をもとに、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、具体的には、実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等でございますが、これにつきまして、接続委員会における調査、検討の結果をご報告いたします。

本件の概要につきましては、33 ページの申請概要にありますように、実績原価方式を適用するドライカッパ、ラインシェアリング、専用線等の平成 28 年度の接続料、手続を改定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

ただいま部会長からご紹介がございましたように、意見募集は1月27日から2月16日まで、再意見募集は2月18日から3月2日まで行いました。意見募集で寄せられた意見、再意見を踏まえまして、3月25日に開催した接続委員会におきまして、変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会としましては、まず資料の1ページにあります、この報告書の1項のとおり、「法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げる内容による『所得税法等の一部を改正する法律案』及び『地方税法等の一部を改正する等の法律案』が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、接続約款の変更を認可することが適當と認められる」という形でご報告させていただいております。ただ、これは後ほど総務省から説明いただけると思いますが、委員会の後の3月29日に、これらの法律が成立いたしましたので、それを踏まえて変更認可という形になると思います。

続きまして、報告書の2項のとおり、総務省に対して、3点の項目について要望するということにしております。

提出された意見及びその考え方につきましては、4ページ以降に取りまとめておりますが、その具体的な内容につきましても、総務省からご説明いただけることですので、よろしくお願ひいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、総務省から、資料 7 1 – 1 に基づきまして、ご説明いたします。

まず、報告書3ページをご覧ください。

接続料原価につきましては、この図にありますとおり、接続料規則の規定によりまして、第一種指定設備管理運営費に他人資本費用、自己資本費用、利益対応税、調整額を加えたものとして算定することとされております。

本件申請では、平成27年3月に公布されました「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく平成28年度の税率を前提に接続料が算定をされてございます。

3月25日の接続委員会の時点では、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」が参議院において審議中でございましたが、3月29日にこれらの法案が成立したことから、これらが施行され、法人税率の引下げ等が確定した場合には、平成28年度の接続料を再算定することが適当と考えております。

なお、報告書及びその別添では、「これらの法律案が成立した場合には」という記載になっておりますが、32ページの答申書案及びその別添では「成立したことから」という記載に修正をしてございます。

次に、4ページの別添2をご覧ください。

先ほど酒井委員からご紹介いただきましたとおり、本件申請につきましては2回のパブコメを実施しており、計7者からご意見をいただいております。この資料では、左の列に1回目のパブコメのご意見を、真ん中の列に2回目のパブコメのご意見を、そして右の列に接続委員会の考え方を記載してございます。

まず、意見1でございます。「ドライカッパや専用線などメタル回線を利用する接続料は、ここ数年、急激な上昇が継続している。公共性の高いサービスにも利用されており、接続料の上昇は社会的な影響も及ぼしかねないことから、コスト負担の在り方等について検討を進めるべき」というご意見でございます。

これに対して、接続委員会の考え方でございますが、「メタル回線のコスト負担の在り方については、『メタル回線のコストの在り方に関する検討会』において、コスト負担の更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線との間のコスト配賦方法の見直し等が実施された。

今後のメタル回線のコスト負担の在り方等に関する御意見については、総務省において参考とすることが適當」としてございます。

次に、11ページの意見2でございます。「専用線をスタックテストの検証区分に改めて追加した上で、利用者料金から営業費の基準値を差し引いた金額を接続料の上限として、プライスキャップを設定すべき。また、これ以外にも、レガシー系サービスの接続料算定ルールの見直しを検討すべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方2でございますが、「『スタックテストの運用に関するガイドライン』では、その対象範囲を、新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス、接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス、将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービスのうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定することとしている。

専用サービスについては、平成21年度に特定電気通信役務の対象から外れたこと等を踏まえ、接続料水準の妥当性を判断する必要性が相対的に低下したと考えられることから、スタックテストの対象から外された経緯がある。

現時点では、上記の状況に変化はなく、接続料の算定方法についても変更はないことから、平成28年度接続料に係るスタックテストにおいて、専用サービスを検証の対象とする必要はない」としてございます。

また、「接続料規則では、各機能の接続料に係る収入が、接続料の原価に一致するように定めることとされているが、専用線の接続料にプライスキャップを適用した場合、これらは一致しないこととなることから、適当ではないものと考える」としてございます。

次に、13ページの意見3でございます。「積極的な投資を行わないレガシー系サービスについて、新規投資が必要な新しいサービスとは異なる自己資本利益率を適用すること等について検証るべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方3でございますが、「自己資本利益率の算定に当たっては、接続料規則において、『CAPM的手法により計算される期待自己資本利益率の過去3年間の平均値』または『主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすることとされており、平成28年度接続料算定においてもこれに基づいて算定されている。

レガシー系設備に係る接続料の算定に当たり、異なる自己資本利益率を適用すること等について検証するべきとの御意見については、総務省において参考とすることが適當」としてございます。

続きまして、意見4でございます。「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」というご意見でございます。

これに対して、考え方4でございますが、「利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる方法と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法が存在する。

貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、その算定に事業者の裁量が入る余地はないものの、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではないとの指摘がある。

他方、NTT東西が今回の申請に用いたレートベースの構成資産に係る資金調達の実態等を反映させた資本構成比を採用する方法については、資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められる。

資本構成比について、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとの御意見については、「総務省において参考とすることが適当」としてございます。

それから、17ページの意見5でございます。「通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料について、NTT東西は、接続事業者の予見性を確保する観点から、将来の接続料原価の推移を予測し、接続事業者に開示すべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方5でございますが、「NTT東西においては、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行い、その結果を総務省に報告することが適当」として、これを要請事項としてございます。

それから、20ページの意見6でございます。「特設公衆電話に係る将来の設置計画を示すべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方6でございますが、「災害発生時に避難所などで利用される特設公衆電話については、東日本大震災発生時の教訓を踏まえ、災害時に迅速な利用が可能となるよう、その事前設置がNTT東西によって進められており、今後ともこのような取組を進めていくべき」とした上で、「事前設置型の特設公衆電話について、平成2

7年度下期、平成28年度上期及び下期のその設置の状況等並びにこれを踏まえた今後の取組方針を総務省に報告するとともに、NTT東西自らが公表することが適當」として、これも要請事項としてございます。

それから、21ページの意見7でございます。「光屋内配線加算額について、10年に1度故障することを前提として算定されているが、算定に当たっては故障対応率のような考え方を導入し、実態に沿った算定方法とするべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方7でございますが、「現行の算定方法においては、1度も故障せずに解約・撤去に至る回線が考慮されていることから、NTT東西が受け取る接続料が過剰となっているとはいえない」としてございます。ただし、「平均的な使用期間の算出根拠が接続事業者にとってわかりにくいため、NTT東西は、事業者説明会の場等において接続事業者に対して開示することが適當」として、これについても要請事項としてございます。

それから、23ページの意見8でございます。「光屋内配線工事の算定に用いる作業時間等について、引き続き、配管の有無に係る実態を調査し接続料に反映させるとともに、定期的に再計測を実施することが必要」というご意見でございます。

これに対して、考え方8でございますが、「NTT東西においては、引き続き、配管の有無を毎年度調査し、配管の有無の比率が大きく変化した場合には接続料に反映すること及び定期的に作業時間を再計測し、その結果を光屋内配線工事費等の算定に用いることが適當」としてございます。

それから、26ページの意見9でございます。「中継ダークファイバケーブル等の耐用年数について、情報通信審議会答申『加入光ファイバに係る接続制度の在り方について』を踏まえ、見直すべき」というご意見でございます。

これに対して、考え方9でございますが、「現在、NTT東西において検討作業を行っており、見直し内容は平成28年5月頃に決定する見通し」とのことから、「NTT東西においては、加入光ファイバに係る平成28年度以降の接続料には、その見直し内容を反映すべく、接続約款の変更認可申請を行うことが適當」としてございます。

それから、意見10でございます。「加入光ファイバに係る各種接続料・工事費についてさらなる低廉化を図ることが必要」というご意見でございます。

これに対して、考え方10でございますが、「NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適當」としてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○辻部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願
いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの考え方等に出てきましたように、情報の開示を求めるという要
請が3件ありました。これらは確かにそれなりの合理性というか必要性があると思いま
す。このほか、短期的には解決できないいろいろな問題があり、調査あるいは検討を加
えた上で、今後また修正していただくこともありますが、当審議会でも2回ご議
論いただいたものですから、これで答申とさせていただきます。

それでは、諮問第3080号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと
思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　　ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたしま
す。

イ　接続料規則等の一部改正について【諮問第3081号】

○辻部会長　　それでは、続きまして、諮問第3081号「接続料規則等の一部改正」に
について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年1月26日開催の当部会において審議を行い、
1月27日から2月25日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、
3月11日までの間、再意見募集を実施しました。

その後、それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本件も、接続委員会の主査代理であります酒井委員より、委員会での検討結果につい
てご報告いただきます。

それでは、酒井委員、よろしくお願ひいたします。

○酒井委員　　それでは、ご報告いたします。資料71-2をご覧ください。

本件の概要につきましては、4ページ以降に具体的な記載がございますが、接続料規

則において規定されておりますアンバンドル機能のうち、手動交換機能、基地局設備用端末回線伝送機能及び呼関連データベース機能につきまして、N T T 東西及び接続事業者とも、既にこれらの機能を利用したサービスの提供を終了し、サービス利用者がいないということから、アンバンドル機能から削除するための関係規定の整備を行うものです。

本件につきましても、2回の意見募集が行われました。寄せられた意見、再意見を踏まえまして、3月25日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、委員会としての考え方の整理を行いました。

委員会としては、1ページの報告書の1項のように、本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適當と認められるとのご報告をさせていただきます。

提出された意見及びその考え方につきましては、2ページに取りまとめております。その具体的な内容につきまして、総務省よりご説明いただけるとのことですので、よろしくお願ひいたします。

○竹村料金サービス課長 それでは、資料71-2に基づきまして、パブコメの意見と、その考え方につきまして、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

先ほどご紹介いただきましたとおり、本件申請については2回のパブコメを実施してございます。先ほどと同じように、左の列に1回目のパブコメのご意見を、真ん中の列に2回目のパブコメのご意見を、右の列に接続委員会の考え方を記載してございます。

1回目、2回目とも、個人の方から各1件の意見の提出がございました。

ご意見の内容は、「アンバンドル機能が利用されていないのであれば、当該機能を削除する等の関係規定の整備は適切」というものでございまして、これに対しては、「賛同のご意見として承る」との考え方を示してございます。

説明は以上でございます。

○辻部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

この案件は、もう利用されていない機能を規定から外すということですので、委員の皆さんも特段のご意見がないと思いますので、それでは諮問第3081号につきまして

は、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に
伴う告示の制定について【諮問第3082号】

○辻部会長 次に、諮問第3082号「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に伴う告示の制定」について審議いたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受け、2月12日開催の当部会において審議を行ったものですが、本諮問事項が当審議会への諮問を要しない省令案と密接不可分であることから、意見募集につきましては、本諮問事項の部分も含め、一体として3月14日まで総務省において意見募集を実施していただきました。

それでは、総務省からご説明をお願いいたします。

○飯村事業政策課企画官 それでは、資料の71-3に基づきまして、説明をさせていただきます。

この資料の9ページ目をご覧ください。本件の概要でございます。

昨年5月に公布されました改正電気通信事業法では、移動通信市場の市場支配的事業者（ドコモ）に対する禁止行為規制を緩和いたしました。具体的には、不当な優遇を禁止する対象先を、これまでの特定の電気通信事業者、あらゆる電気通信事業者から、総務大臣が指定する特定関係法人、いわゆるグループ会社に限定し、緩和をしたものでございます。

これを受けまして、先月の電気通信事業部会におきまして、不当な優遇の禁止対象となる具体的な特定関係法人を指定する告示案を諮問したところでございます。その内容が、この枠囲いの下でございます。

一昨日公表しましたガイドラインにおきまして、その基本的な考え方として、F T T Hアクセスサービスや携帯電話などを提供するグループ会社であって、通信モジュール向けのものを除く契約数が5万件以上の者としてございます。これを当てはめた告示案がその下でございまして、NTT東日本、西日本などの8社を指定する告示案を先月諮

問したところでございます。

これとあわせて、諮問対象外ではございますが、関連する省令案についてもあわせてパブコメをしております。これは特定関係法人に関するものでございまして、この特定関係法人につきましては、法律において議決権 50 %以上の関係でつながる親子・兄弟会社を特定関係法人とした上で、政令におきましては、関連会社についても特定関係法人に含まれると規定をしております。その関連会社等の定義について省令案で規定をしているものでございます。

一般的に関連会社につきましては、連結財務諸表をつくる場合には、5分の1以上の議決権を有する会社が関連会社とされるわけですけれども、今回、「禁止行為規制」という規制の範囲を確定する概念として導入しますので、それよりも範囲を狭めて、議決権ベースで申し上げますと、子会社を含めて3分の1を超える議決権を保有している会社であることが1つ目、2つ目が、それに至らない5分の1以上の議決権を保有する会社については、加えて人的な支配関係を考慮することにしておりまして、自己の役職員またはO B が代表取締役、あるいは取締役の5分の1を超えて占有している場合、そういった会社について「関連会社等」と定義しているものでございます。

今回、1カ月間、パブコメを行いましたけれども、パブコメの意見につきましては、この関連会社等の定義についての意見が示されているところでございます。

その内容が2ページ目以降でございまして、3件にまとめてございます。

意見の1がドコモからの意見でございます。「特定関係法人」に含まれる「関連会社等」の定義について、特に5分の1以上3分の1以下の議決権の部分については、議決権のみではなくて、取締役の就任状況等、実質的な支配の有無を踏まえて判断することとした本案については賛同とのご意見でございます。

意見の2は、KDDIと日本通信からの意見でございまして、これとは逆に、会社法とか金融商品取引法等で一般的に財務諸表をつくる際に用いる基準と、今回異なる基準を用いる特段の理由はないため、そういう会社計算規則、財務諸表等規則等と同じ基準を用いるべきとの意見でございます。

これについての考え方方が右でございますけれども、各法律において規制の対象をどのように確定するかということについては、各規制の趣旨・内容等に照らして、個別に判断されるべきものでございます。ご指摘の会社計算規則や財務諸表等規則における関連会社の定義は、企業集団の財務諸表をつくる上で、その財政状況、経営成績を明らかに

するために、そのグループに含めることが必要なものかどうかという観点から規定されたものでございます。

他方、今回の関連会社等の定義については、移動通信市場の市場支配的事業者に対し、不当な優遇を禁止することが必要なものかどうかといった公正競争の観点から規定したものでございますので、会社計算規則等とはその趣旨が異なるということで、同じ基準を用いる必要はないと整理しているものでございます。

次の3ページ目をご覧ください。意見の3、これはソフトバンクからの意見でございます。先ほど申し上げましたように、5分の1以上3分の1以下の議決権の会社については、加えて取締役の就任状況を考慮することにしているわけですけれども、この点についての意見でございます。

退職後の動向を把握できないような社員は、自己、ソフトバンクから見て影響を与えることができるとは言えないことから、退職社員が複数名取締役に就任し規定以上の議決権を有しているものの、ソフトバンクとしてグループ会社だと認識していないような会社については、関連会社等に該当しないと考えてよいかという確認の質問でございます。

考え方方が右でございます。今回の関連会社等の定義におきましては、子会社を含めて5分の1以上3分の1以下の議決権を保有する会社については、議決権だけではなくて、人的な支配関係もあわせ考慮することとし、退職した役職員等がその会社の取締役の5分の1超を占有すること等を追加要件として判断することとしております。

ただ、この定義におきましては、単に退職した役職員等が取締役に就任しているだけではなくて、その退職した役職員に対して、自己、この場合におきましてはソフトバンクが、そのO Bが取締役に就任している会社の財務、営業、事業の方針の決定に関して影響を与えることができるといったことを判断することにしております。したがいまして、ご指摘の事例のような退職後の動向が把握できないような社員につきましても、自分から見て影響を与えることができるものかどうかといったことを個別事例ごとに自主的に判断することとなるというふうに整理しているものでございます。

以上を踏まえました本部会の答申案は、資料の1ページ目でございますけれども、この1ページ目の記の下、1にございますように、本件、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う告示の制定については、諮問のとおり改正することが適当と認めるとしてございます。

説明は以上でございます。

○辻部会長 　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいいたしたいと思います。

こういう方面のご専門家の川濱委員、何かご意見はございますでしょうか。法律の立場に立って、何かございましたらお願ひします。

○川濱委員 　関連会社の話でしょうか……。

○辻部会長 　いや、今の3つの点です。

○川濱委員 　要するに、諮問事項でない問題ですがよろしいでしょうか。

○辻部会長 　どちらでも結構です。

○川濱委員 　関連会社の定義について確かに他の法律とは少し異なってはいます。これは影響力をできるだけ実質的でとらえるのか、明確さを優先するのかという問題なのだと思います。特に退職者の問題というのは、ちょっと難しい問題が含んでいるのかもしれません。厳密に役員等の兼任を規制する趣旨の規制であったら、独禁法13条のように、明らかに退職者を含まない形式ということになろうかと思います。しかし、株式保有などをてこにして、それ以降、その影響力の強化という観点から評価する場合でしたら、実質的には退職者も入れないと判断できないということになります。そういうときには、他方、退職者の場合だったら、明確な部分が乏しいというのは、もちろん、その批判は当たっているのですけれども、ここで書いてあるように、具体的に全く関係がない、つまり影響力持っていない退職者とそうでない者というのは、おのずから分かれてくるだろうと思います。そうだとすると、遠い過去の退職者などは、実質的には、この基準には当たらないと解釈されることになるのだろうと思います。

○辻部会長 　ありがとうございました。

確かに表面的なものと自主的なものの差はありますけど、なかなか自主的なものはわかりませんから、やはり客観的な情勢で判断するというのは1つのやり方だと思います。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、他にご意見ございませんようでしたら、諮問第3082号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 それでは、案のとおり答申することといたします。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

○辻部会長 最後に、諮問第3083号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年2月12日開催の当部会において審議を行い、2月13日から3月14日までの間、意見募集を行い、その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本件も、接続委員会の主査代理でおられます酒井委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきます。

それでは、酒井委員、よろしくお願ひいたします。

○酒井委員 それでは、ただいまご紹介があった長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。

資料は、資料71-4でございます。

本件の概要につきましては、9ページ以降に、申請概要として具体的な記載がございますが、長期増分費用方式により算定される接続料につきまして、昨年9月14日の情報通信審議会答申において、第7次モデルを適用するとされたことから、今般、最新の入力値によりまして、第7次モデルを用いて算定された平成28年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、部会長からご紹介がございましたように、2月13日から3月14日の間に意見募集が行われました。意見を踏まえまして、3月25日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方につきまして検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行いました。

当委員会としましては、先ほどの実績原価方式に基づく接続料の改定と同じですが、報告書1ページ目の1項にあります法人税率を23.9%から23.4%へと下げるこ

を内容とする所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する等の法律案が成立・施行し、接続料が再算定された場合には、「場合には」となつておりますが、実際には既に成立されたものでございますが、接続約款の変更を認可することが適當と認められるとのご報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及び考え方につきましては、報告書の別添としまして、3ページ以降に取りまとめております。また、具体的な内容につきましては、総務省よりご報告いただけるということですので、よろしくお願ひいたします。

○内藤料金サービス課企画官 それでは、資料71-4に基づきまして、長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料の設定についてご説明申し上げます。

こちらについては、GC接続料について、新しいモデルに基づき6.06円、IC接続料については7.34円とすることを主な内容とするものとなっております。

まず、3ページにおきまして、意見募集に提出された意見及びその考え方について、ご説明申し上げたいと存じます。

今回の意見募集は、先ほどご説明がありましたとおり、2月13日から3月14日まで実施いたしまして、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の2者から意見が寄せられました。それらの意見につきまして、こちらの3ページから6ページまでに5つの意見として整理して、考え方をお示ししております。

まず、意見1でございます。「接続料が過去にない高い水準まで達しており、LRICモデルの抜本的な見直しが必要」というご意見でございます。

こちらに対する考え方といたしましては、「平成27年9月14日付情報通信審議会答申『長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方』に示されたとおり、加入電話の契約数及び通信料は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP網への移行の進展などにより、電気通信分野を取り巻く環境は、今後急速に変化していくことも考えられることから、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかとなった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう速やかな見直しに向けた検討を別途行うこととが適當である」としております。政策的な議論が必要となった場合には、別途、議論を行うことが適當という趣旨でございます。

次に、意見2でございます。NTTの「PSTNマイグレーションの計画に沿ってIP網への移行が行われる場合、IP-LRICモデルが次々期の算定期間への適用に適

したモデルである」とのご意見でございます。

こちらに対する考え方といたしましては、同じく先ほどの情報通信審議会の答申で示されたとおりでございますが、「引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IPモデルの適用可能性について別途検討を行うことが適当である」としております。

次に、意見3でございます。こちらは意見1と意見2を合わせたような意見となっておりまして、「平成28年度のPSTN接続料は、LRICモデルの見直しを行ったものの、値上がりとなっており、速やかに次期モデルの適用に向けた検討を開始し、また、見直したモデルを速やかに適用すべき、なお、次期モデルについては、IPモデルをベースに策定すべき」とのご意見でございます。

こちらに対する考え方といたしましては、「考え方1及び考え方2のとおり」としております。

次に、意見4でございます。「NTSコストについては、接続料原価への算入見直しの検討を進めることが適当」とのご意見でございます。

こちらに対する考え方といたしましては、同じく昨年9月の情報通信審議会の答申の考え方を引用いたしまして、「き線点RTC間伝送路コストを、基本料の費用範囲ではなく、接続料原価としている点については、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から、補填対象額の算定方法を当分の間、変更することとされたことに起因するものであるとした上で、き線点RTC間伝送路コストの取扱いに関するご意見については、総務省において参考とすることが適当である」としております。

最後に意見5でございます。先ほどの実績原価方式に基づく接続料の意見と同じ、資本構成比に関する意見でございます。「資本構成比の算定において、貸借対照表上の簿価から算出せず、圧縮した資本構成比を用いているが、圧縮される対象の流動資産等を明確にするか、又は、簿価から直接算出した資本構成比を用いるべき」とのご意見でございます。

こちら、先ほどの実際費用方式と同じご意見ということで、考え方についても、そちらと同じ考え方をお示ししております。

7ページの答申書（案）につきましては、先ほど酒井委員からもご説明がございましたとおり、税法の改正に伴い、原価の変更が見越されるために、それを受けた補正申請

があった場合には、認可することが適當という形になっております。

接続委員会の報告書と別添は、これも実際費用方式と同様に、法律が成立する前に委員会の報告が出ておりますが、現時点では成立したため、これを受けた表現の変更等を行っております。

私からの説明は以上でございます。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

これまでトラフィックの減少等が続いており、接続料が上がっていくということは、誰しもが予見しており、これまで接続料が下がるようないろいろな工夫がとられてきました。しかし今回初めて大幅な上昇ということで、「過去にない最高水準まで達しており」という意見が出ておりますけれども、これまで予想されていたことが、いよいよ起こるという状況になっております。このまま接続料が上がっていきますと、それなりに競争事業者に影響も出てくるので、大きな問題になるかと思います。

しかしながら、これをまた人為的に下げていきますと、マイグレーションにとってマイナス点にもなりますので、難しい点があるかと思います。ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

○大谷委員 質問ですが、よろしいでしょうか。

○辻部会長 どうぞ。

○大谷委員 資料の別添2の考え方というところで、意見1に対する考え方ですが、「適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかとなった場合」と示されております。この考え方方に書かれていることは、もちろん賛成なのですから、この急激な変化というのを、どの程度のものを急激な変化として捉えるべきかといった点について、本部会でのおよその考え方の一致を見ることができればよろしいのではないかと思っています。

申請の金額を見ますと、G C接続で昨年対比4.8%の上昇、I C接続で1.7%の上昇ということですので、同等の範囲の上昇にとどまっているようであれば、急激な変化とはみなさないけれども、それを上回った場合には、やはり急激な変化として捉えるべきなのかどうかといったことについて、皆様にご意見があるようでしたら、お考えを聞かせていただければと思っております。もちろん、事務局のほうでも一定の見方がある

ようでしたら、ご紹介いただきたいと存じます。

○辻部会長 では、まず事務局から、今のご質問に対してもいかがでしょうか。

○内藤料金サービス課企画官 まず、現時点でも、PSTNのトラフィックについては、毎年十数%の割合で減っているという状況が継続的に続いております。したがいまして、このトラフィックの減少を受けて接続料が上がるということは、ある程度、第7次モデルを適用しても折り込み済み、各事業者においても折り込み済みということではないかと思っています。

LRICの接続料原価は、このトラフィックと入力値に基づいて計算しますので、接続料が急激に上がるというのは、基本的には、トラフィックが今の傾向以上に著しく変動する場合ということになると考えております。

この著しくというのはなかなか難しいですが、実際に算定した結果がどうなるというよりは、このトラフィックが何らかの事情で、今までの傾向以上に急に減ってしまうというような場合が、現実に起こり得る場合ではないかと考えています。極端な話ですが、1年間以内にユーザーの多くがいなくなってしまうことが、何らかの特殊な事情で明らかとなった場合は、モデルの見直しなりを総務省としても考えなければならないと思います。しかしながら、現状のように定常的にトラフィックが減っていることでは、ここで言うところの急激な上昇というものには当てはまりにくいのではないかと考えております。

○辻部会長 ありがとうございました。いかがでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。いわゆる事情変更と言えるような特殊なケースであって、ここの考え方で示している急激な上昇というのは、ほとんどあり得ないことをして認識しているという理解でよろしいわけですね。この急激な上昇という場合が、どのぐらいの頻度で起こり得るものなのかというイメージがつきにくかったものですから。ということは、基本的に起こらないので、じっくり腰を据えて、今後の接続料の算定モデルについては検討していくと、こういう取組方針という受けとめ方でよろしいでしょうか。

○辻部会長 結構です。はい。

○大谷委員 特にトラフィックの大幅な減少というか、これまでのトレンドを著しく変えるような要因というのは、予想しがたいと思っておりますので、今後の接続料の算定モデル等については、じっくり考えるべきだと思っております。

○辻部会長 ありがとうございます。

固定電話をかける機会は、コンスタントに減っています。地震など天災が起きますと停電というのがありますので、そのために固定電話を持っておられる方もいらっしゃいますが、その通話はやはり減っていくと思います。

それに対応して、接続委員会ではIP-LRICの導入ということが議論されております。そのIP-LRICの導入について、今後IP化していく中で、接続料をどう考えていくかについては、どのくらいの視野を見て、IP-LRICによる接続料に移行するような議論になっているか、酒井委員のほうから説明いただけませんでしょうか。

○酒井委員 LRICは、考える限り一番安くできるようなネットワークでつくったらどうなるか、というのがもともとの発想ですが、IP-LRICを考えるとき、今のネットワークのどの部分をIPに変えるかという考え方をとると、理想的なIPを使うネットワークとまったく別のネットワークになってしまいます。今考えるIP-LRICは、例えば、交換機の部分をIP化しようとか、今のネットワークに従って変える形になっております。もちろん、それでも値段は大分変わってきますけれども、多少中途半端な感じがする。ですので、本当にそのように変えたらいいのかという点は、今後のマイグレーション等の流れを見ながら考えないと、ちょっと妙なネットワークになってしまふおそれもありますし、マイグレーションの動向を見ながらということだと思います。

○辻部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどの説明にありましたように、NTTが固定電話の在り方の考え方を公表し、固定電話の接続方法等を変えようとしています。このような新しい状況もあり、基本的な考え方自身がネットワークの変化で変わってきますので、今後とも接続委員会等々でご検討願うというしかないと思います。

そのほか、何かご意見ございますか。関口委員、お願いします。

○関口委員 意見5の報酬算定に関して、これは冒頭の諮問第3080号と重複している意見です。

まず、この考え方5のところの記述については、私はこれでよろしいと思いますが、少し補足的に感想を含めてお話をさせていただければと思います。前回の接続委員会でも同様の趣旨の感想を申しておりますので、両方にご出席されている先生にとっては重複して申し訳ないと思いますが、金額も大きく動くところですので、一言だけ述べさせていただきます。

この報酬算定は、バランスシートを使うということで、借方が実物資産の利用形態、貸方が資金調達をバランスした表ですが、この恒等式を、実は、企業買収とか、料金算定とか、いろんな目的で使っていて、これをどう加工するかは、なかなか議論が定まっておりません。公益事業の中では、この「レート・オブ・リターン・レギュレーション」という料金算定の基本的な伝統的な方式の適正原価に適正報酬を加えるという形での報酬算定、料金算定の原則は確立されてきており、L R I Cでもその中のファクターを、モデルを使ってつくり上げていくという基本的な大原則を踏襲しています。

この貸借対照表を使うときの問題としては、資産を購入した直後であれば借方側と貸方側がリンクをすることが可能ですが、その後は大きく変わってしまうという問題があります。だから、簡単に言うならば、固定資産を全部借金で買って返済をしていくとき、借方側の資産は減価償却を行っていき、返済によって元本は減少します。元本の減少と減価償却費の計上とが同額でないと貸借のバランスは必ずずれることになります。ですから、借方側と貸方側をリンクしろというK D D I のご主張はやや無理があります。できないと承知の上で指摘をされているようなところがあり、レートベースから除くときの貸方を特定しろというのは苦しいご要求だろうという感じがします。

よって、どうせわからないから、バランスシートの実額でやりなさいというご指摘に一理はあります。ただ、公益事業の大原則は、「ユースド・アンド・ユースフル・プリンシピル」といい、接続に使っている直接投下された資産に対する資本報酬を保障する。すなわち、接続に関係ない資産は、たとえ保有していても、それは除いてレートベース算定する、ということが大原則となっています。この大原則をベースに、N T T 東西の実績費用方式もL R I C も算定してきました。

ただ、実は接続料規則には、この固定のような大原則を踏まえた報酬率の算定のほかに、モバイルでは、今回、K D D I がご提案されているような実際の貸借対照表を採用しました。これは、先ほどの大原則を適用しようとすると、除く資産を除いた後のバランスシートにおいて、モバイルのM N O は3者ありますが、3者の資本構成比が極端に離れていることから、結局、レートベースに含まれない流動資産を除くことについては、3者がいい顔をされなくて、妥協する形でバランスシートそのものを使っています。当初、接続料については、逆ぎや問題というような、根拠のあまりよくわからない時代がありました。いろいろな経緯の中で、接続料規則にまで格上げして、現在に至っています。このような経緯があるので、今、接続料規則は、貸借対照表についてはレー

トベースに含まれない流動資産を除く固定と、除かないモバイルという2本立てで走っていて、これはもう、ある意味では決めの問題となっています。ですから、モバイルでやっているから固定でやりなさいという主張は、説得力が全くないわけではなく一理ありますが、大原則を踏まえると、やはり今回は固定の伝統を踏まえたレートベースから含まれない流動資産は除く方法を採用すべきで、意見は参考にする程度という考え方の記述が私はよろしいと思います。

○辻部会長 ありがとうございました。

今の意見に対して、総務省として何か意見はございますでしょうか。特段ありませんか。

○内藤料金サービス課企画官 特段ございません。モバイルと固定では、資本構成比を考えるときの合理性がそれぞれ異なるという考え方のもとに、それぞれ今、別のものとしていると理解しております。

○辻部会長 ありがとうございました。

関口委員、懇切丁寧な説明ありがとうございました。背景までよくわかりました。

それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは、諮問第3083号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐） 事務局からご連絡をさせていただきます。

次回の電気通信事業部会の日程ですが、5月27日金曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡をさせていただきます。

また、メールでも事前にご連絡をさせていただきましたが、総会の開催日につきましては、決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○辻部会長 それでは、以上で閉会をさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会